
第3章

プランの基本的な考え方

第3章 プランの基本的な考え方

1. プランの目指す方向

本市では、推進条例の前文で、「性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し、だれもが自分らしさを発揮することのできる社会、すなわち男女共同参画社会の実現が重要である」とし、「男女共同参画社会の実現は、市の将来を決定する重要な課題であると位置付け、市、市民及び事業者の協働によって、その実現を図る」としています。

推進条例第3条で6つの基本理念を掲げ、第4条から第6条で市、市民、事業所の責務を定めています。

直方市男女共同参画推進条例

基本理念 推進条例第3条

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を十分発揮する機会が確保されること、女性への暴力を始めとするあらゆる暴力が根絶されることその他男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び職域・地域等社会における活動に対等に参画できるようにすること。
- (5) 男女がお互いの理解の下で、生涯にわたる性と生殖に関してお互いの意思を尊重すること及び生涯を通じた健康に配慮されること。
- (6) 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協力の下に行うこと。

責務 推進条例第4条～第6条

※要約

- ・市の責務… 男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、市民、事業者、国、県、及び他市町村と相互に連携・協力するよう努めます。
- ・市民の責務… 生活のあらゆる分野において、男女共同参画推進に関する施策に積極的かつ主体的に協力するよう努めます。
- ・事業者の責務… 雇用する男女が職業生活と家庭生活を両立し、個人の自立が確保できるよう職場環境等の整備に努めます。

2. プランの目標

本プランは、前頁の推進条例と第2章で整理した課題に沿った取り組むべき対策に基づき、次に掲げる3つの目標のもと、各種の施策を推進していきます。

目標Ⅰ すべての世代における男女共同参画の意識づくり

私たちの生活に根付いている性別役割分担意識をなくし、家庭や地域、職場などの市民生活を男女がともに担うための意識啓発や、男女共同参画に対する理解を促進するための教育を実施します。

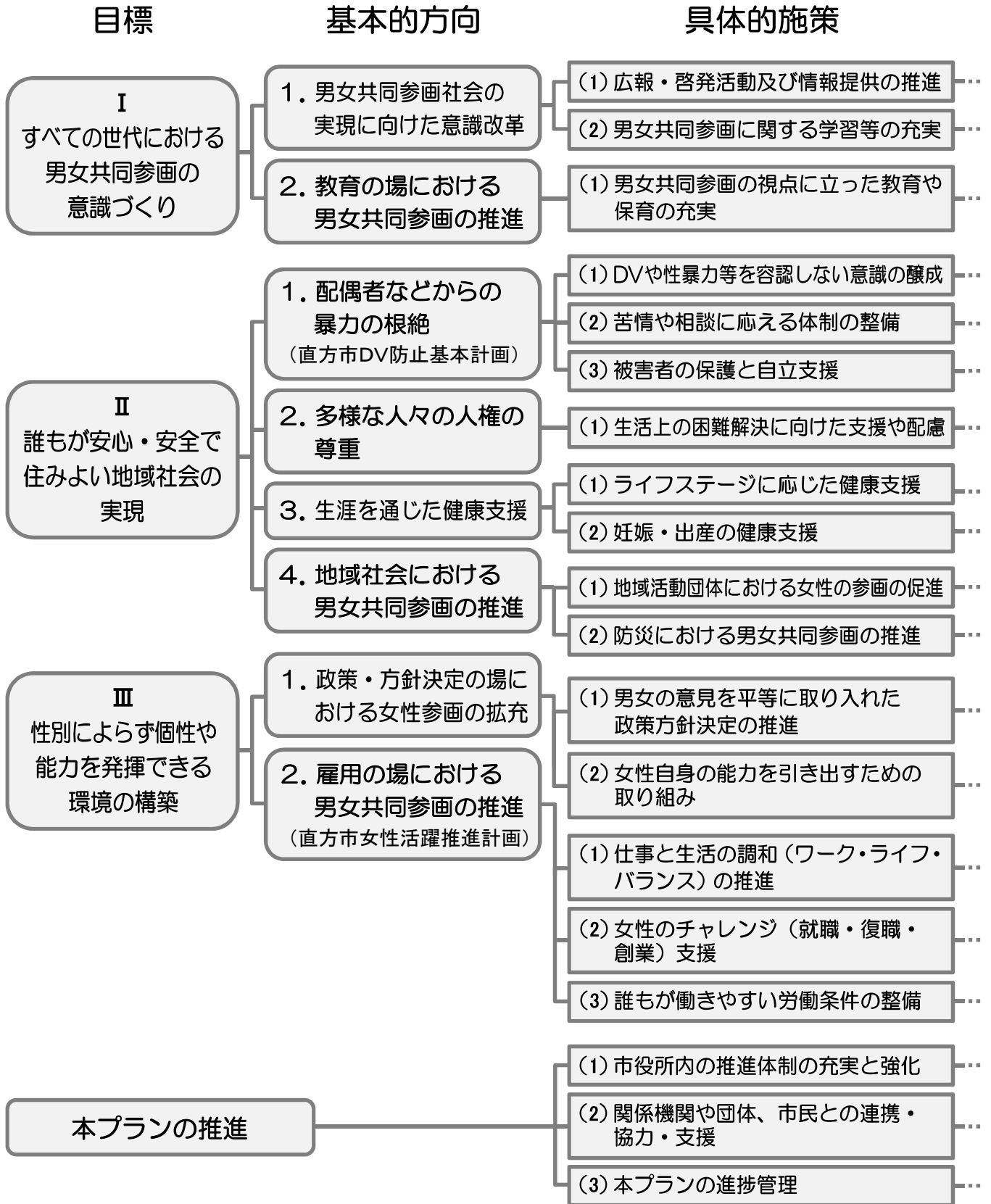
目標Ⅱ 誰もが安心・安全で住みよい地域社会の実現

重大な人権侵害である男女間の暴力や各種ハラスメント、社会的少数者や弱者に対する差別や偏見を社会全体が許さないといった意識の醸成と、迅速な被害者支援の取り組みを強化します。また、生涯を通じた男女の健康支援と、地域社会における男女共同参画を推進します。

目標Ⅲ 性別によらず個性や能力を発揮できる環境の構築

誰もが自分の個性を活かし、能力を伸ばすことにより、行政や企業など社会の意思決定の場において良好で対等な関係を保ちながら、明るい社会を築くための環境整備を、市民や事業者などとともに進めます。

3. プランの体系図



具体的事業

※()内は掲載ページ

- 1 男女共同参画に関する広報や情報提供の充実 (P.37)
- 2 情報媒体におけるジェンダーにとらわれない表現への配慮 (P.37)
- 3 男女共同参画に関する学習機会の充実 (P.37)
- 4 男女共同参画を推進する団体への支援 (P.37)
- 5 教育関係者等への理解促進 (P.38)
- 6 家庭における幼児期からの男女平等教育の推進 (P.38)
- 7 教育の場における男女共同参画教育の実施 (P.38)
- 8 キャリア教育の充実 (P.38)
- 9 DV やセクハラ、性暴力防止のための広報・啓発 (P.41)
- 10 あらゆるハラスメント防止のための広報・啓発 (P.41)
- 11 性別に関する苦情処理体制の整備 (P.41)
- 12 DV 防止対策に向けた相談体制の充実と関係機関との連携 (P.41)
- 13 被害者の安全を最優先した保護体制の確立 (P.41)
- 14 被害者の自立へ向けた支援 (P.41)
- 15 高齢者福祉施策の推進 (P.42)
- 16 障がい者福祉施策の推進 (P.42)
- 17 ひとり親家庭への支援 (P.42)
- 18 性的少数者や外国人などへの配慮 (P.42)
- 19 生涯にわたる心身の健康づくりの推進 (P.43)
- 20 妊娠や出産に関する支援の充実 (P.43)
- 21 思春期保健福祉体験事業の実施 (P.43)
- 22 地域を担う団体への意識啓発 (P.44)
- 23 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立 (P.44)
- 24 地域防災における女性の参画の促進 (P.44)
- 25 女性消防団の活用 (P.44)
- 26 審議会、委員会等への女性委員の登用促進 (P.48)
- 27 「女性人財情報バンク」の充実 (P.48)
- 28 研修等の開催と参加促進 (P.48)
- 29 女性リーダー育成のための支援 (P.48)
- 30 ワーク・ライフ・バランスに関する啓発と情報提供 (P.50)
- 31 子育て支援制度の充実 (P.50)
- 32 仕事と家庭・地域活動の両立支援 (P.50)
- 33 女性の就職・復職支援 (P.50)
- 34 女性の創業・働き方を後押しする支援 (P.50)
- 35 女性が働きやすい環境づくり支援 (P.50)
- 36 農業分野における女性の創業支援 (P.50)
- 37 労働条件や職場環境に関する情報提供・相談事業の実施 (P.51)
- 38 事業主（企業、経営者等）の意識改革、職場風土の改善 (P.51)
- 39 男女の対等な雇用機会と待遇の確保の整備に関する啓発 (P.51)
- 40 男女共同参画センター機能の強化 (P.54)
- 41 職員研修の充実 (P.54)
- 42 女性職員の登用・参画推進 (P.54)
- 43 男性職員の育児関連休暇制度の取得促進 (P.54)
- 44 市主催の行事における託児の実施 (P.54)
- 45 国や県、他市町村との連携 (P.54)
- 46 市民や団体との協力・支援 (P.54)
- 47 推進体制の充実・連携強化 (P.55)
- 48 男女共同参画審議会の運営 (P.55)
- 49 本プランの進行管理及び進捗状況の評価と報告 (P.55)
- 50 男女共同参画に関する調査の実施 (P.55)

4. プランとSDGsの関連性

SDGs（持続可能な開発目標）は、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のあるよりよい世界を目指すため2030年を期限とする17の国際目標です。SDGsの目標5「ジェンダー平等を実現しよう」は男女共同参画社会の実現と合致しており、さらに第6次直方市総合計画においても施策の大綱「第1章第7節 男女共同参画社会を実現するまち」としてSDGsと関連付けられ、主な事務事業は「①男女共同参画への意識啓発②誰もが自立し共同参画する環境づくり」となっています。本プランにおける目標とSDGsとの関連性は次のとおりで、男女共同参画の推進はSDGsの目標達成に関わる重要な施策です。

目標Ⅰ すべての世代における男女共同参画の意識づくり



目標Ⅱ 誰もが安心・安全で住みよい地域社会の実現










目標Ⅲ 性別によらず個性や能力を発揮できる環境の構築



本プランの推進



※SDGsの目指す目標は次のとおりです。

- 
3.すべての人に健康と福祉を
 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
- 
4.質の高い教育をみんなに
 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
- 
5.ジェンダー平等を実現しよう
 ジェンダー平等を実現し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。
- 
8.働きがいも経済成長も
 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する。
- 
10.人や国の不平等をなくそう
 各国内及び各国間の不平等を是正する。
- 
11.住み続けられるまちづくりを
 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
- 
16.平和と公正をすべての人に
 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。